

市民文化局カスタマーハラスメント対策委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市民文化局の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱第5条の規定に基づき、市民文化局カスタマーハラスメント対策委員会（以下「局委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 局委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）市民文化局の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること。
- （2）職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る局内の連絡及び調整に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民文化局長を、副委員長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、パラムーブメント推進担当部長、コミュニティ推進部長、人権・男女共同参画室長、市民スポーツ室長、市民文化振興室長、市民生活部庶務課長をもって充てる。

（会議）

第4条 局委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることが

できる。

(庶務)

第5条 局委員会の庶務は、市民文化局市民生活部庶務課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月31日から施行する。